



広報

# 峡北

平成15年10月1日発行  
発行所 峡北広域行政事務組合  
山梨県韮崎市本町四丁目9-48  
TEL0551-22-3311 編集/総務課  
印刷所 有限会社 中央印刷



# エコパークたつおか

可燃ごみ処理施設

# 竣工!

NO.20

# 財政事情の公表

平成15年度峡北広域行政事務組合当初予算が3月定例議会において可決されました。

当組合の財政は、一般会計とそれぞれに目的に応じた5つの特別会計で構成されており、一部の使用料・手数料を除き、そのほとんどが関係市町村からの負担金でまかなわれています。

## 平成15年度当初予算額

# 20億6,002万2千円

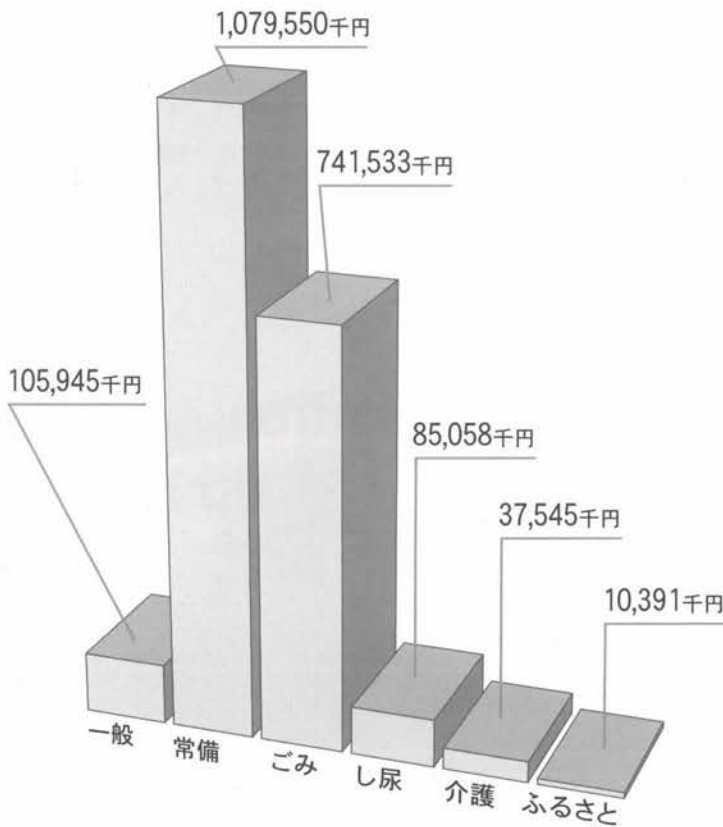
### 峡北広域行政事務組合告示第4号

地方自治法第243条の3並びに峡北広域行政事務組合財政公表条例に基づき、峡北広域行政事務組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成15年6月20日

峡北広域行政事務組合 代表理事 小野修一

## 平成15年度当初予算額



### ●一般会計

組合全体の運営や各部門の調整また峡北地域の経済を活性化するための経費です。

### ●常備消防特別会計

消防車や救急車の運行、また防火・防災に要する経費です。

### ●ごみ処理特別会計

可燃物や不燃物、粗大ごみなどを処理するための経費及び、その施設の維持管理のための経費です。

### ●し尿処理特別会計

し尿を浄化処理するための経費及び、その施設の維持管理のための経費です。

### ●介護保険特別会計

介護保険の認定審査などを行なうための経費です。

### ●峡北ふるさと市町村圏特別会計

峡北広域市町村圏の創造的かつ一体的な振興整備に関する経費です。

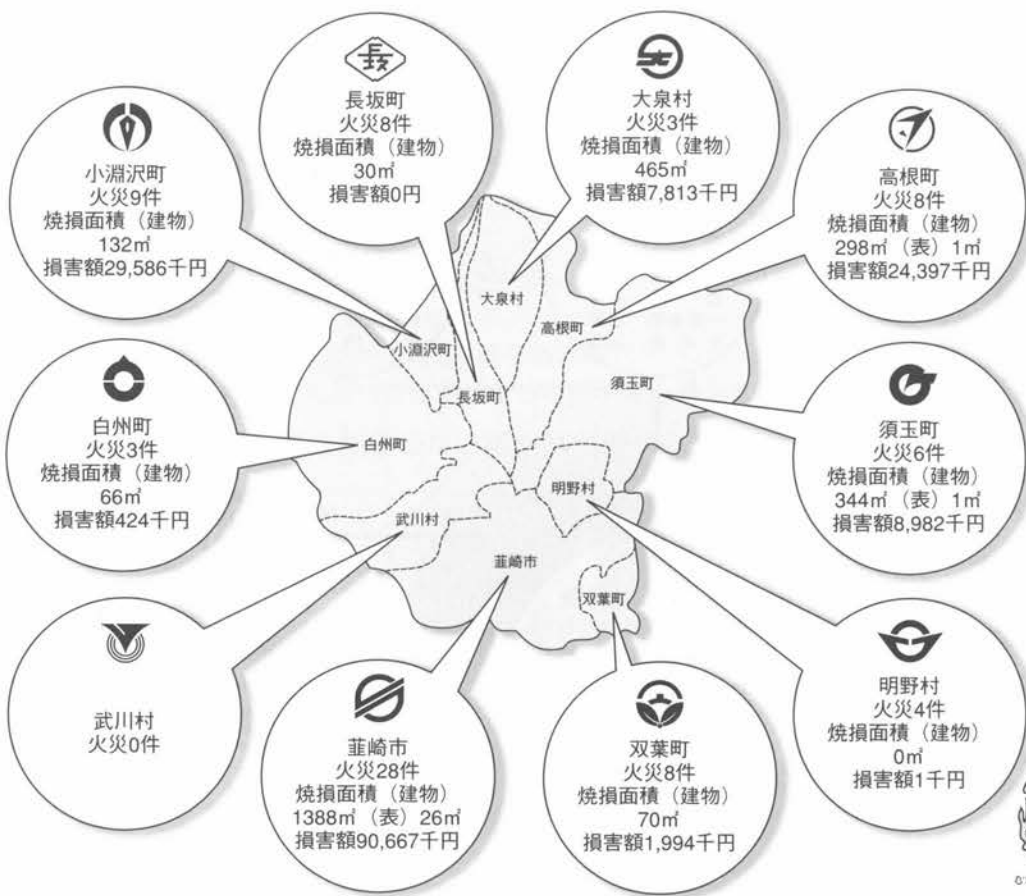
## 平成14年度 予算執行状況

平成15年3月31日 (単位：千円)

会計名	収入 済 額	支出 済 額	差 引 額
一 般 会 計	107,417	93,454	13,963
常備消防特別会計	1,258,683	1,214,095	44,588
ごみ処理特別会計	3,799,149	2,506,531	1,292,618
し尿処理特別会計	88,292	79,455	8,837
介護保険特別会計	40,443	30,258	10,185
峡北ふるさと市町村圏特別会計	11,700	9,681	2,019
合 計	5,305,684	3,933,474	1,372,210



# 「平成14年中」 峡北地区の火災77件(前年比△4件 4.9%減少) 平成15年8月末現在 52件



## 地域の防災は わが家から！

—日頃の備えが大事—



### 「わが町を、火災から守ろう」

今年も11月9日から15日まで、火災予防意識を喚起するため秋の火災予防運動を消防本部・消防団一丸となって展開します。

平成14年中の火災件数は、77件で前年と比較して4件(4.9%)の減でした。火災種別で最も多かったのは、建物火災32件、次いでその他火災(ゴミの焼却・野焼き等)31件、林野火災11件、車両火災3件の順となっています。

損害額は、1億6700万円余りとなりました。最も多い出火原因は、ゴミ等の野焼き11件、続いてタバコの火の不始末と火入れ(芝焼き)各8件、なお、原因不明の中にも、タバコの火の不始末が疑われるものがいくつもあります。

今年も、8月末現在で52件と、昨年同様ハイペースで件数が増加しており、これから空気が乾燥し、火の使用機会が増える火災多発シーズンを迎え、火災の増加が懸念されます。火災の大半は、ちょっとした火気取扱いの不注意や、不始末から発生しています。皆さんの大切な生命・財産を火災から守る者、それは他でもなく皆さん自身です。本年度の防火標語「その油断 火から炎へ 災いへ」を合言葉に住民一人ひとりが火災予防に努めましょう。

### 「高まる切迫感 巨大地震は必ず来る！」

大規模地震はいつ起こるかわかりません。平成7年の阪神淡路大震災は記憶に新しいところですが、今年の7月には宮城県北部を震源とする大きな地震が1日に2度もあり、建物1399棟が全半壊しました。峡北地域においても、東海地震防災対策強化地域の見直しにより、峡北地域の町村が新たに指定されたことにより峡北地域10市町村全てが強化地域に指定されましたが、地震が発生したときに最も優先したいことは、自分や家族の安全を守ることです。大規模な地震から身を守るため、日頃から家具の転倒防止・避難経路・避難場所・非常持出品等について準備するとともに、家族や地域で話し合い確認しておきましょう。

また、大規模災害、特殊災害等の発生に対し応援を求める「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」が今年10月27・28日に小瀬スポーツ公園を主会場に実施されます。

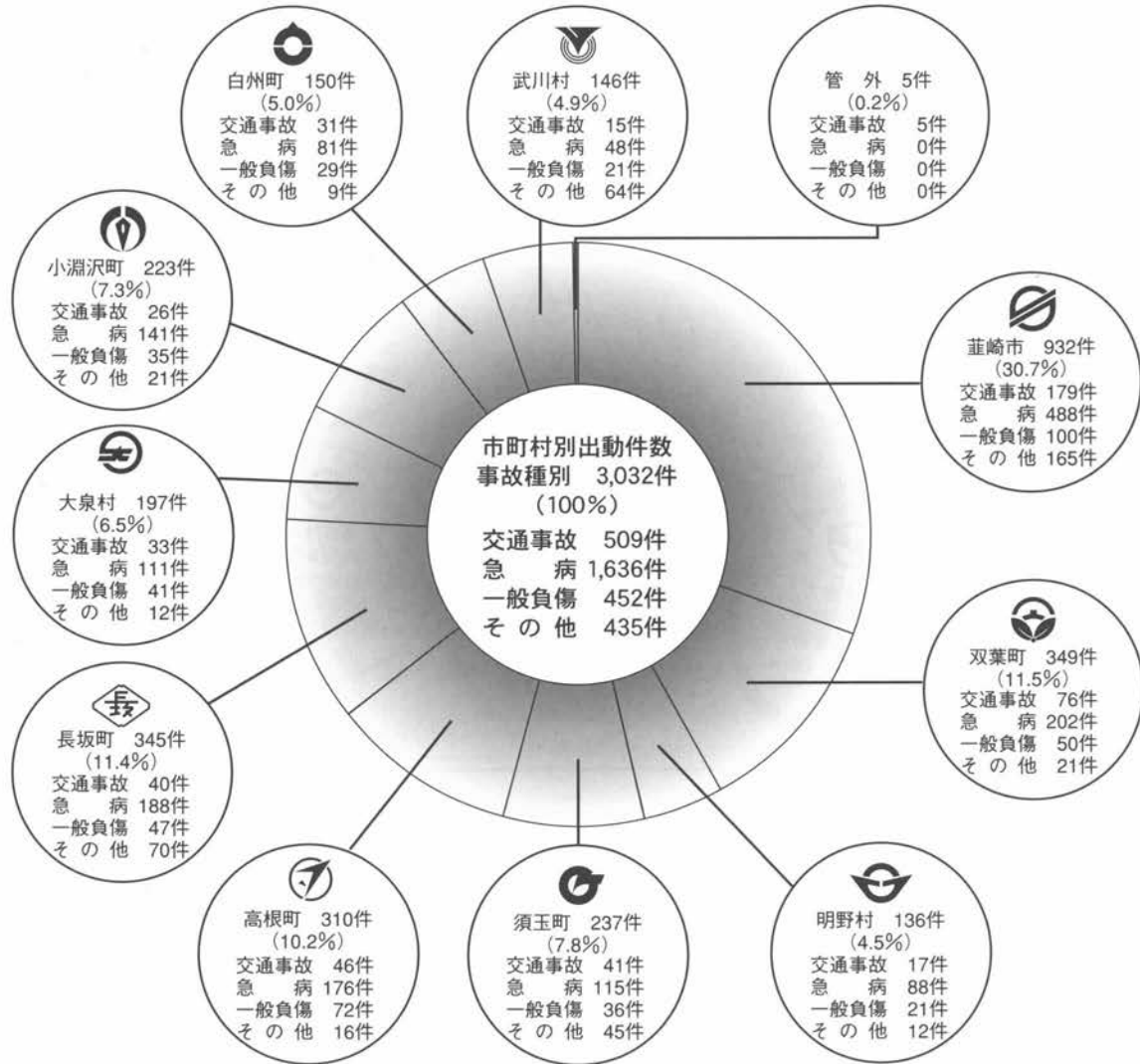
### マグニチュードと震度の違い

地震のエネルギーの大きさ(規模)をマグニチュード、各地域の地震の揺れの大きさを震度といいます。一般的に、マグニチュードが大きくても、震源が遠い場合や深い場合は震度が小さく、逆にマグニチュードが小さくても、震源が近い場合や浅い場合は震度が大きくなります。

# 平成14年中の救急活動状況

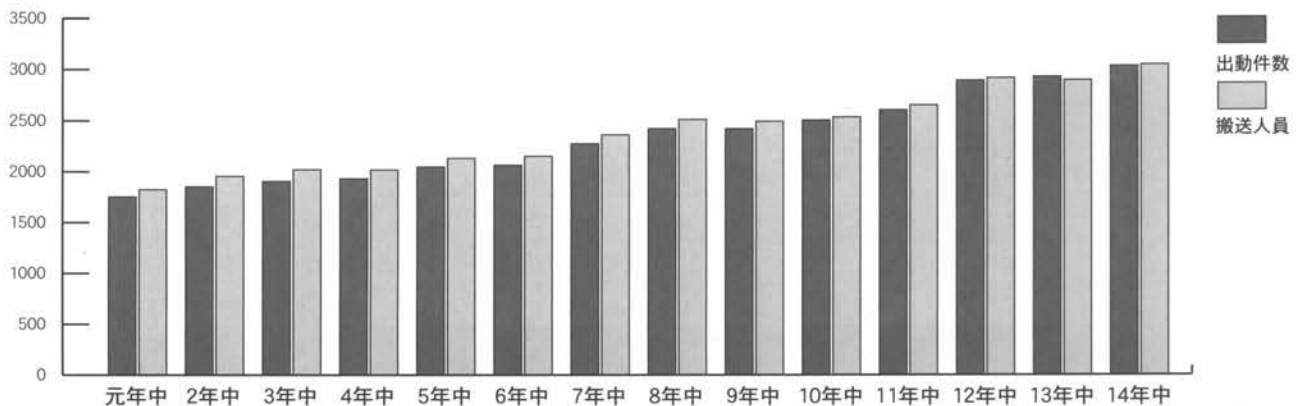
峡北地区の平成14年中の救急業務実施状況は救急出動件数が3,032件、搬送人員が3,046人で前年に比べ、出動件数は104件(3.5%)増加し、搬送人員は151人(5.2%)増加しました。

## 市町村別出動件数及び事故種別件数状況



## 救急出動件数及び搬送人員の推移

	元年中	2年中	3年中	4年中	5年中	6年中	7年中	8年中	9年中	10年中	11年中	12年中	13年中	14年中
出動件数	1,753	1,855	1,907	1,933	2,048	2,065	2,274	2,423	2,422	2,505	2,605	2,892	2,928	3,032
搬送人員	1,862	1,957	2,020	2,018	2,132	2,151	2,363	2,512	2,494	2,535	2,653	2,916	2,895	3,046





# 正しい救急車の呼び方

119番が通じたらあわてないで、次の事をはっきり伝える。

1. 今、どんな状態か、意識があるかないかを告げる。
2. どうしてけがをしたのか、どんな状態で発病したのか。
3. 負傷者が複数いる時は、その人数
4. 持病があればその病名、かかりつけの病院
5. サイレンが聞こえたらできるだけ、案内する人を出して誘導する。



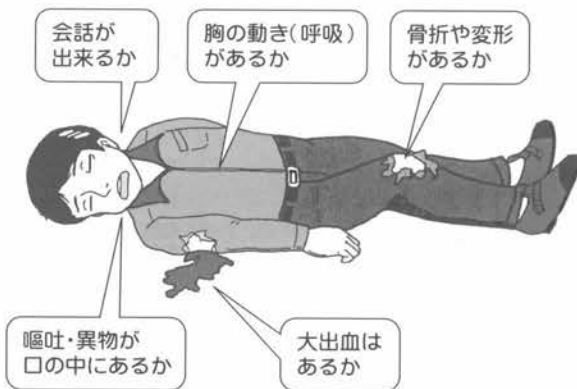
## チェックポイント 意識を調べる!

意識を調べるには、次の方法があります。

- ① 声を掛けてみる→会話ができる・目をあける
- ② 肩などをたたいてみる→目を閉じているが手足を動かす・顔をしかめる



上記①、②をしても反応しない場合は意識がないと判断してください。



今の傷病者の状態をできるだけくわしく通報してください。

## 迅速な119番通報は、大切な人の命を救う

- ◎その場に居合わせた人の応急手当
- ◎迅速な119番通報
- ◎救急隊員による応急処置
- ◎医療機関による専門治療

これらのどれ1つがかけても救命リレーは成功しません。

## 皆さんの適切な119番通報をお願いします。

蕪崎市・北巨摩地域で119番をかけると、峡北消防本部(蕪崎市本町四丁目9-48)通信指令室につながります。

また、県内国中地域で携帯電話で119番をかけると、甲府消防本部につながりますので「峡北消防本部へおねがいします。」と教えてください。峡北消防本部通信指令室に転送されます。

なお、携帯電話で通報する場合、地域によっては途中で切れたり声が小さく聞き取れないことがありますので注意してください。

峡北消防本部の一般加入電話は ☎(0551)22-3311です。

## 119番へ電話が通じたら、あわてずに次の要領ではっきりと通報します。

119番に通じたら	
峡北消防本部の問い掛け	通報者の通報要領
119番消防です。火事ですか！救急ですか！	救急です。
どうしましたか！	交通事故です。あるいは急病人です。 (簡潔に事故の状況・傷病者の状態を説明)
場所はどこですか！近くに目標はありますか！	〇〇町の〇〇の〇〇小学校の前です。
今おかけの電話番号とお名前を教えてください。	(〇〇)〇〇〇〇の峡北太郎です。
はい、分かりました。	

## エコパークたつおか 可燃ごみ処理施設竣工

峡北広域環境衛生センターでは、ごみ搬入量の増大と焼却施設の老朽化、環境基準の法改正に適応した新しい施設を平成15年3月に竣工しました。地域住民の皆さんに、これまで以上の快適な生活環境を提供できることになりました。

毎年、当センターで処理する可燃ごみは、下のグラフのとおり増え続けています。本年度においても、4月～8月の期間中、可燃ごみの量は前年度に比べ約16%も増加し、過去に例を見ないほどの伸びを示しております。なかには、2倍近く増えた市町村もあります。

また、不燃ごみ処理施設は老朽化が激しく、多額の修理費を要しています。

ごみを減量するためにも、皆さんがお住まいの市町村のごみ出しに関するマニュアルや、各市町村環境課からのお知らせが掲載された広報などの案内によりごみの分別を行なったうえ、ごみを出してください。

当センターの円滑な運営のため、住民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

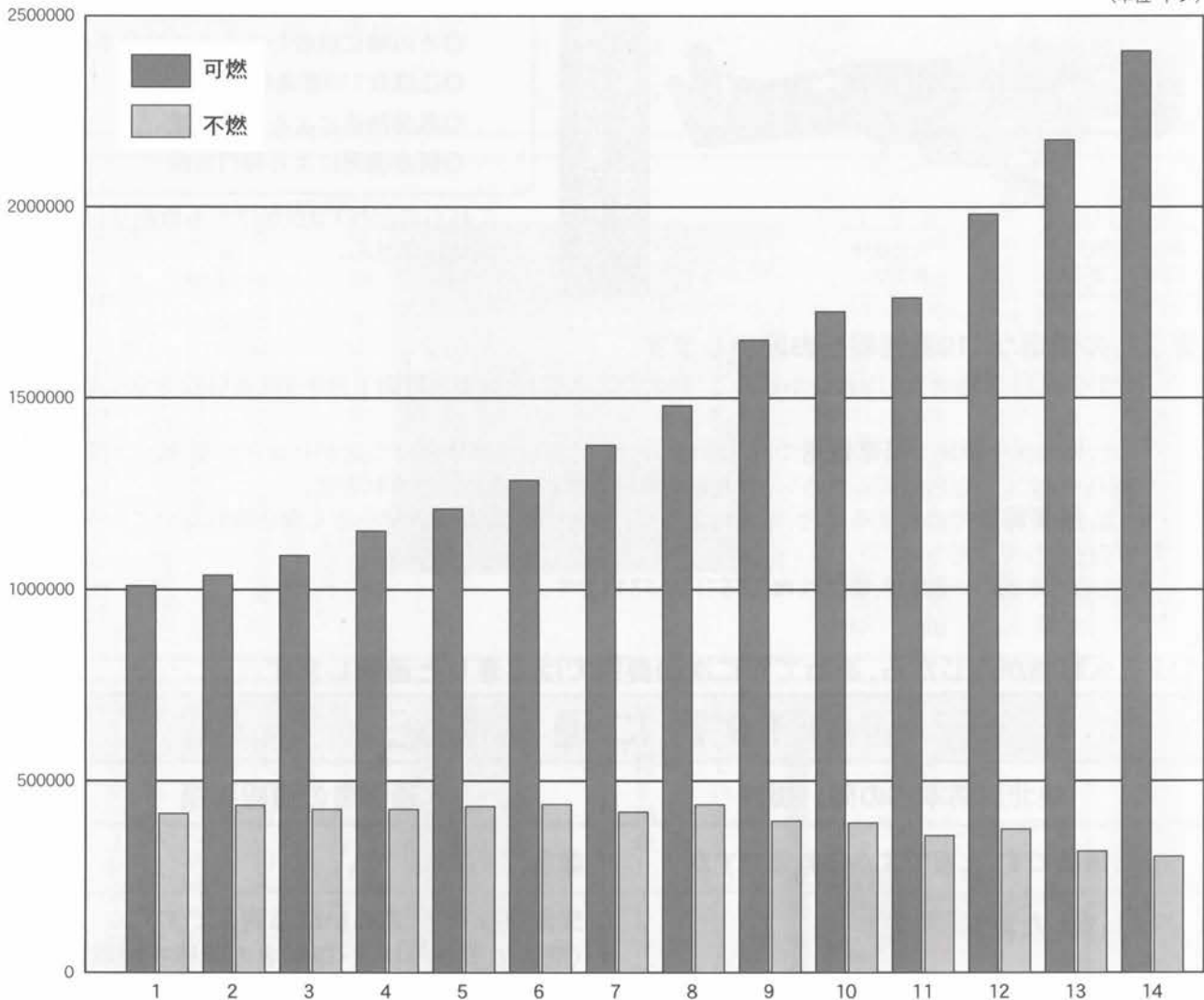
### ●ごみの五箇条●

#### ごみを

- 一、出さない！
- 二、減らそう！
- 三、分けよう！
- 四、リサイクル！
- 五、リユース！



(単位:トン)



	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
可燃	10,099,830	10,378,190	10,890,070	11,532,380	12,105,620	12,856,520	13,771,840	14,801,770	16,517,610	17,261,860	17,261,860	19,814,020	21,746,580	24,068,060
前年比(%)	0.14	2.76	4.93	5.90	4.98	6.19	7.12	7.48	11.59	4.51	4.51	14.78	9.80	10.68
不燃	4,146,180	4,363,360	4,257,140	4,334,580	4,334,580	4,387,050	4,184,140	4,377,680	3,949,710	3,899,260	3,899,260	3,737,140	3,160,100	3,021,570
前年比(%)	6.95	5.24	△2.43	△0.04	1.86	1.21	△4.63	4.63	△9.78	△1.28	△1.28	△4.16	△15.40	△4.38



## ごみの個人持込(自己搬入) Q&A

当センターへごみの持込方法等についてのお問い合わせが多数寄せられていますので、ご紹介します。

### ◎ 受付時間は？

平日の午前8時30分～12時、午後1時～3時(土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く)です。  
ごみは可燃ごみと可燃粗大ごみ、不燃ごみと不燃粗大ごみに分けて持参してください。

### ◎ 家庭ごみは自宅まで持ちに来てくださいか？

取りに行けません。市町村指定の収集場所にお出してください。

### ◎ 手数料はかかりますか？

重さ1kgあたり17円に消費税が加算されます。ごみを車両で持込んだ場合の重さは、ごみを載せたままの車両全体の重さと、ごみを降ろした後の車両全体の重さの差となります。

### ◎ 持ち込めるごみは？

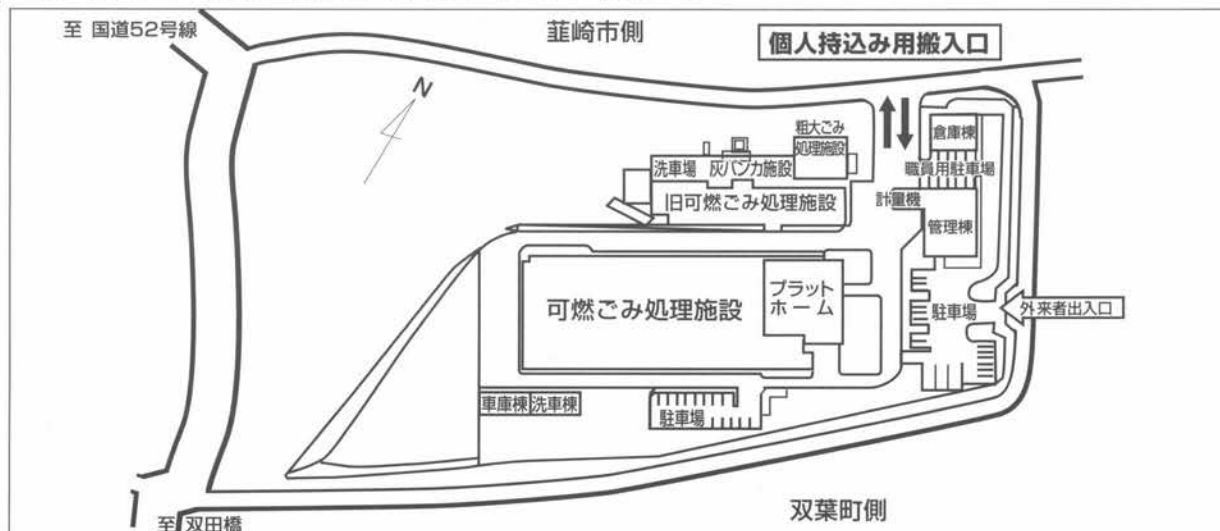
受け入れられるごみは下記の表のとおりになります。また、発火の危険性があるものは持ち込めません。なお、雑誌や新聞等は、リサイクルのため、できる限りお住まいの市町村が定める有価物、資源ごみの回収へお願いします。死んだ犬や猫は、黒い袋に入れ、さらに段ボール箱に入れて持参(手数料500円消費税別途)してください。布団や毛布等はひも等でしぼらないでください。詳細は各家庭に配布した分別マニュアルをご参照ください。不明な点は当センターへお尋ねください。

持ち込めるごみの品目	
可燃ごみ	生ごみ・紙くずなど
不燃ごみ	空き缶・スプレー缶(穴を開け、分別する)・空き瓶など
可燃粗大ごみ	最大寸法 たて1.5m 横3.6m 高さ0.8mまでの家具類・ソファ(スプリングを除く)・木製の机・ダンボール・木材(一辺が30cm以内のもの)・丸太(太さが20cm以内のもの)
不燃粗大ごみ	最大寸法1.5mの自転車・電気製品・金属製の机など

持ち込めないごみの品目	
可燃ごみ	灰・マッチなど
不燃ごみ	特殊鋼材(堅いもの)・レンガ・コンクリート・ホイール・バッテリー・危険物(ガスボンベ・灯油・軽油・廃油・農薬など)など
不燃粗大ごみ	自動車の部品・ボイラー・農機具・スプリングマットレスなど
家電リサイクル法対象物	テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機
容器包装リサイクル法対象物	ペットボトルなど
市町村が独自に収集するもの	電池・蛍光灯など(市町村の広報などでご確認ください。)

### ◎ 個人持込み用搬入口は？

専用の搬入口があります。以下の地図を参考としてください。



# ふるさと振興課からのお知らせ!!

ふるさと振興課では、平成3年度から10億円の基金を積みため、その果実(利子)で、地域振興のためのソフト事業を行なっています。

今回は、そのソフト事業の一部を紹介します。

## 峡北総合情報誌「ブリーズ」 第三十四号発刊

峡北総合情報誌「ブリーズ」第三十四号(秋冬号)が八月に発刊になりました。

今回の特集は、峡北漫遊記と題し、温泉コース・ハイクコース・デートコース等を紹介しています。

また、峡北の味では、北巨摩自慢のカレー屋さんの紹介や、市町村イベントや美術館の情報等を紹介しています。

なお、当組合(ふるさと振興課)のほか、峡北地域の市町村役場や県内外の観光案内所等に配布し、県内外の方々に峡北地域の素晴らしさを紹介しています。是非ご覧ください。

また、次号三十五号も来年の二月に発刊予定です。お楽しみに!



## 第九回ブリーズ美術展開催

毎年好評を頂いているブリーズ美術展を今年も開催いたします。峡北地域で活躍する美術家たちの作品四十一点を展示します。

絵画、彫刻、陶芸、書道等ジャンルを越えた一流の作品を是非ご鑑賞ください。

なお、今回も葦崎市文化ホール館長岸ユキさんの作品も特別出品の予定です。



日時 平成十五年十月十三日(木)～  
十月三十日(日)  
(月曜日休館)

会場 葦崎市文化ホール美術展示室

入場料 無料

主催 峡北広域行政事務組合

(主管 ふるさと振興課)

問い合わせ先

峡北広域行政事務組合 ふるさと振興課

〇五五一一〇一一三五四(直)

〇五五一一三一一三三二一(代)

## ホームページ開設



インターネットのホームページを開設しています。「ブリーズ」で掲載した情報や各市町村のイベント情報・美術館情報を掲載しています。是非アクセスしてください。

## ふるさと振興観光

### キャンペーン事業

ふるさと振興観光キャンペーン事業は、県内外で行なわれるイベントに参加し、峡北地域をPRしています。

県内では、毎年十一月に小瀬スポーツ公園等で行なわれる県民の日記念行事に参加し、峡北地域の特産品が当たる抽選会の実施や平成十六年一月二十六日から三十日までJR東京駅で開催される春の関東甲信越観光展へ参加し、峡北地域の特産品のPR等も行なう予定です。

<http://www.sannichi-ybs.co.jp/KYOHOKU/>



# 「介護認定審査会事務局より」

平成14年度要介護度別認定者数 (平成15年3月末) (単位:人)

自立		27
要支援	常時介護を必要としないが社会的支援を要する状態	612
要介護1	部分的介護を要する状態	1,148
要介護2	軽度の介護を要する状態	773
要介護3	中程度の介護を要する状態	554
要介護4	重度の介護を要する状態	470
要介護5	最重度の介護を要する状態	489
合	計	4,073



## 「安心」を支えるために

人が歴史上初めて迎える超高齢化社会に対する新たな社会保障制度として生み出された「介護保険制度」は、すでにスタートして3年6カ月経過しました。

この介護保険制度の中で「要介護認定審査」を行なっているのが、峡北広域行政事務組合福祉課です。

この要介護認定審査には、訪問調査員、介護支援専門員、主治医の医師、認定審査会委員とさまざまな業務の方々が係わり、より公平公正な審査が着実に行なわれるよう努力しています。

制度の施行以来、社会全体で支え合い、育ててきた「介護保険」。今では、皆さんの安心した暮らしには欠かせないものとなっています。

皆さんが、暮らし慣れた我が家で、できる限り自立した生活が送れるよう、私たちの仕事が高齢化社会を支える一助になることを願ってがんばりたいと思います。



# 火災予防「図画」「標語」コンクール

峡北消防本部では、火災予防思想の普及のため、管内の幼年消防クラブから「図画」「少年消防クラブから「標語」の推薦作品を募集しました。

作品数「図画」五〇五点のうち

一、二点、「標語」一九七点のうち二七点から厳正な審査の結果、掲載の方々が優秀作品として入選され、消防長から賞状と記念品が贈られました。

なお、入賞作品は葦崎ショッピングセンター及び長坂ショッピングセンターに掲示後、現在消防本部二階に展示してありますのでご覧ください。



最優秀賞

多麻保育所

小林 佑多くん



金賞

若神子保育所

中田 壮一郎くん



金賞

長坂保育所

小尾 珠生ちゃん

標語の部

最優秀賞

つけた火はしっかり消すまであなたの火

日野春小学校 六年 武井 敏輝

優秀賞

忘れるなすべて失う火の怖さ

双葉西小学校 六年 玉井 裕也

優秀賞

用心をかさねてまもるくらしの火

長坂小学校 三年 祝 つぐみ

## 防火管理者講習会を開催します。

当消防本部では平成15年度の資格付与講習会を次のとおり行ないます。(甲種防火管理者講習)

- 講習会 平成15年11月12日(水)～13日(木)
- 場所 須玉町農村総合交流ターミナル『ふれあい館』  
北巨摩郡須玉町若神子521-7
- 申込み受付

平成15年10月27日(月)～31日(金)までの間、消防本部2階予防課で受付します。

なお、定員100名になり次第締切ります。

詳細については、最寄りの消防署、分署、分遣所にお尋ね下さい。

●次のような建物においては、防火管理者を選任しなければなりません。

- 百貨店・旅館・病院など(特定用途)で収容人員が30人以上のもの
- 共同住宅・学校・工場・事務所など(非特定用途)で収容人員が50人以上のもの

◆現在防火管理者を選任している事業所等においては人事異動等を考慮し、この機会に受講してください。

## 消防法が大幅に改正され、10月1日から施行されます。

平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町雑居ビル火災を教訓に、昨年4月から消防法が改正されました。

この改正は、①消防法令違反に対する是正の強化 ②建物の所有者などによる防火管理の徹底 ③避難、や安全基準の強化を目的としています。特に②については、「防火対象物定期点検報告制度」が新たに導入されました。

「防火対象物定期点検」とは、ビルや旅館、ホテルのほか病院など、火災が発生した場合に大きな被害が予測される建物を対象としています。これらの建物の所有者等は、年に1回、防火対象物点検資格者に消防法令などにに基づき、防火の安全性について点検してもらい、その結果を消防署に報告しなければなりません。点検後、基準に達している建物には「防火基準点検済証」(右図)を掲示することができます。これまでの「適マーク」は9月30日(旅館、ホテルなどは平成18年9月30日)で廃止されることになりました。





## 救急救命士紹介

葦崎消防署勤務 廣瀬丈紀



私は、平成14年10月から6カ月間、東京都八王子市にある救急救命東京研修所に入校後、今年3月の国家試験に合格し、4月から救急救命士として葦崎消防署に勤務しています。救急救命士法が改正され、心肺停止状態の患者さんに行なう救急救命処置(気道確保・除細動・静脈路確保)の中で除細動(電気ショック)が医師の指示なしで行えるようになりました。これによって、多くの住民を救命していきたいと思っております。また、救命するには私たち救急救命士の力プラス住民の力があってこそ救命できる可能性が上がります。

この先、救急救命士の行える処置が拡大する方向に進んでいますが、私も日々の訓練を重ね、迅速かつ的確に現場対応ができるよう最善を尽くし、任務を遂行していきたいと思っております。

## 防災ヘリ「あかふじ」で 救助に向かいます。

山梨県防災航空隊派遣 土屋直也

平成15年4月から、山梨県防災航空隊「あかふじ」の副隊長として、当消防本部の土屋直也消防士長が派遣されています。  
土屋副隊長は、「今後多発するであろう防災ヘリコプターでの各種災害時に備え、日々の訓練を重ね、さらに迅速的確に現場対応ができるよう最善を尽くし、任務を遂行していきたい。」と抱負を語ってくれました。



防災ヘリコプター「あかふじ」は、林野火災における消火活動、山岳地域や河川等における人命救助活動、各種災害現場の状況を把握する情報収集活動、重傷者を搬送する救急活動等で活躍しています。

## 新人消防職員紹介

消防士 岩下健二



私は、平成15年4月から職務に必要な心構えや基礎的技術を習得するため、山梨県消防学校初任科に入校し、6カ月間の研修を終えました。10月から消防業務につきますが、地域の安全を担う誇りと責任感を持ち、住民に信頼される消防士を目指して生懸命頑張りたいと思います。



# 表彰しました!

大泉村で開催されたバスケットボールの試合中に突然心肺停止に陥った選手に対し、的確な通報と心肺蘇生等の救命措置を行ない一命を救った方々を表彰しました。

右から 北巨摩郡高根町村山北割 植松 誠二さん

北巨摩郡高根町上黒沢 古屋 啓一さん

北巨摩郡高根町清里 永井 綾美さん



平成15年6月27日 長坂消防署において

# 引揚救助 全国大会出場!

平成15年8月28日に、宮城県仙台市で行なわれた全国消防救助技術大会引揚救助の部に関東代表として初めての出場を果たし、見事入賞しました。



前列右から

谷戸克浩 消防副士長

仲田賢二 消防士

後列右から

堀内智史 消防士

下条博明 消防副士長

樽林 学 消防士

